

事 務 連 絡
平成23年10月26日

各都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援体制の強化を図ることとされたことを踏まえ、相談支援の提供体制の整備を図るため、相談支援専門員の要件のうちの実務経験について、下記の取扱いとすることとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等にその周知徹底を図るとともに、その運用について遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

また、別途、相談支援の質の確保を図るため、指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表や相談支援従事者研修の充実等について、検討中であることを申し添えます。

記

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件をいずれも満たす場合に、「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第549号）」の一のイ（2）（一）に規定する「その他これらに準ずる事業の従事者」として相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。

- 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

【参考】

指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第549号）一部抜粋

一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十三号）第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、イ及びロに掲げる要件を満たす者とする。

イ (1)の期間が通算して三年以上である者、(2)、(3)、(5)及び(6)の期間が通算して五年以上である者、(4)の期間が通算して十年以上である者又は(2)から(6)までの期間が通算して三年以上かつ(7)の期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

(2) (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者